

令和4年度第2回
朝霞市都市計画審議会議事録

令和4年7月8日

都市建設部 まちづくり推進課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度第2回朝霞市都市計画審議会	
開 催 日 時	令和4年7月8日（金） 午後3時00分から午後4時20分まで	
開 催 場 所	朝霞市立図書館 本館 視聴覚室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

令和4年度第2回朝霞市都市計画審議会

令和4年7月8日（金）
午後3時00分から
午後4時20分まで
朝霞市立図書館 本館 視聴覚室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題（諮問事項）

議案第1号 朝霞都市計画等の変更について（埼玉県決定）

議案第2号 朝霞都市計画用途地域の変更について（朝霞市決定）

議案第3号 朝霞都市計画地区計画の変更について（朝霞市決定）

議案第4号 朝霞都市計画防火地域及び準防火地域の変更について（朝霞市決定）

議案第5号 朝霞都市計画土地区画整理事業の変更について（朝霞市決定）

議案第6号 朝霞都市計画下水道の変更について（朝霞市決定）

議案第7号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）

4 その他（報告事項）

報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）

5 閉 会

出席委員（9人）

会	長	鈴木 龍 久
委	員	大 橋 純
委	員	木 村 暢 宏
委	員	須 田 義 博
委	員	田 原 亮
委	員	原 田 公 成
委	員	駒 牧 容 子
委	員	岡 田 一 成
委	員	宮 崎 葉 瑠 花

欠席委員（５人）

職 務 代 理 者	川 端 登
委 員	高 橋 隆
委 員	松 村 隆
委 員	北 島 隆 孝
委 員	田 辺 淳

事務局（１６人）

事 務 局	都市建設部長	山 崎 明日香
事 務 局	審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長	宇 野 康 幸
事 務 局	都市建設部次長兼開発建築課長	村 沢 敏 美
事 務 局	上下水道部次長兼下水道施設課長	田 中 毅
事 務 局	道路整備課長	深 澤 朋 和
事 務 局	まちづくり推進課主幹兼課長補佐	高 橋 俊 朗
事 務 局	開発建築課専門員兼開発指導係長	中 村 秀 樹
事 務 局	まちづくり推進課専門員兼区画整理係長	多 度 津 みどり
事 務 局	開発建築課建設指導係長	西 川 博 文
事 務 局	みどり公園課みどり公園係長	高 橋 大 輔
事 務 局	まちづくり推進課都市計画係長	濱 野 孝 雄
事 務 局	下水道施設課下水道工務係長	池 田 正 行
事 務 局	みどり公園課みどり公園係主査	渡 辺 亮 慶
事 務 局	みどり公園課みどり公園係主事	菊 地 理 浩
事 務 局	まちづくり推進課都市計画係主事	高 橋 竜 弥
事 務 局	まちづくり推進課区画整理係主事	米 満 智 志

会議資料

- ・ 令和4年度第2回朝霞市都市計画審議会 次第
- ・ 議案第1号 朝霞都市計画等の変更について（埼玉県決定）
 - 議案1-1 朝霞都市計画（朝霞市）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 議案1-2 朝霞都市計画区域区分の変更
 - 議案1-3 朝霞都市計画道路の変更（埼玉県決定）
- ・ 議案第2号 朝霞都市計画用途地域の変更について（朝霞市決定）
- ・ 議案第3号 朝霞都市計画地区計画の変更について（朝霞市決定）
- ・ 議案第4号 朝霞都市計画防火地域及び準防火地域の変更について（朝霞市決定）
- ・ 議案第5号 朝霞都市計画土地区画整理事業の変更について（朝霞市決定）
- ・ 議案第6号 朝霞都市計画下水道の変更について（朝霞市決定）
- ・ 議案第7号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）
- ・ 参考資料1 あずま南地区の都市計画の変更について
- ・ 参考資料2 「あずま南地区の都市計画変更」に係る都市計画法第17条に基づく案の縦覧結果報告
- ・ 報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）
- ・ 埼玉版スーパー・シティプロジェクトのコンセプト
- ・ 朝霞市都市計画審議会 委員名簿
- ・ 朝霞市都市計画審議会 傍聴要領

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

それでは定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第2回朝霞市都市計画審議会を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染防止のため、マスクの着用と窓とドアの開放による換気を行っておりますので御了承ください。体調が優れない場合は、すぐに事務局へお伝えください。

さて、本日の審議会の出席委員でございますが、総数14人中9人でございますので、朝霞市都市計画審議会条例第6条に定める、開催定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

なお、朝霞市商工会理事の川端委員、朝霞市農業委員会会長の高橋委員、朝霞警察署交通課長の北島委員、朝霞市環境審議会会長の松村委員におかれましては、本日、所用のため欠席の御連絡を事前に頂いておりますので、御報告させていただきます。

それでは、審議会の開会に当たりまして、都市建設部長山崎からご挨拶申し上げます。

◎2 挨拶

○事務局・山崎都市建設部長

皆さん、こんにちは。

本日は御多用の中、令和4年度第2回朝霞市都市計画審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、平素より本市の都市計画行政に御理解と御協力を賜っておりますことについて、重ねて御礼を申し上げます。

さて、本日の審議会は、議題が7件、報告事項が1件ございます。

議題につきましては、前回までの審議会において御審議いただいております、あずま南地区の市街化区域への編入で用途地域、地区計画、防火及び準防火地域の指定、生産緑地地区の変更など、各種都市計画の変更についてでございます。また、報告事項第1号につきましては、生産緑地地区の変更についての今後の審議に当たり経過報告をさせていただきます。

本日の審議会におきましても、委員の皆様の慎重なる御審議と議事の円滑な進行に御協力をお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

都市計画審議会条例第5条に基づき、会議の進行は会長が行うこととされています。つきましては、審議会の進行を鈴木会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○鈴木会長

皆さん、こんにちは。大変お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

早速、会議に入らせていただきます。

この審議会は、原則公開の立場をとっております。審議に入る前に、傍聴者の入室について皆様にお伺いいたします。本日、この審議会の傍聴を希望されている方がいらした際には、傍聴者の入室を許可してもよろしいでしょうか。

(異議なし、の声)

ありがとうございます。事務局、傍聴者がおいでになるかどうか確認をお願いします。

○事務局・高橋まちづくり推進課都市計画係主事

少々お待ちください。

今のところは、いらっしゃいません。

○鈴木会長

はい、分かりました。

それでは、現時点では傍聴者がおいでになりませんが、会議の途中で傍聴者が見えたら、事務局から逐次御案内をさせていただきますが、よろしいですか。

(異議なし、の声)

ありがとうございます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、本日の配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

本日の会議資料について確認させていただきます。

あらかじめ送付させていただきました資料が、本日の次第、A4、1枚になります。続きまして、「議案第1号 朝霞都市計画等の変更について(埼玉県決定)」のものになります。こちらが、資料1-1、資料1-2、資料1-3とそれぞれホチキス留めになったものとなります。続きまして、「議案第2号 朝霞市都市計画用途地域の変更について」、こちらもホチキス留めになっているものがございます。続きまして、「議案第3号 朝霞都市計画地区計画の変更について」、こちらもホチキス留めになっているものになります。続きまして、「議案第4号 朝霞都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」、こちらもホチキス留めになっている資料になります。続きまして、「議案第5号 朝霞都市計画土地区画整理事業の変更について」、こちらもホチキス留めの資料とな

っております。続きまして、「議案第6号 朝霞都市計画下水道の変更について」、こちらもホチキス留めの資料となります。続きまして、「議案第7号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」、こちらもホチキス留めの資料となっております。

それから、参考資料1、A4横版の資料でございます。続きまして、参考資料2、「『あずま南地区の都市計画変更』に係る都市計画法第17条に基づく案の縦覧結果報告」、こちらもホチキス留めの資料となります。

最後に、「報告事項第1号 朝霞市都市計画生産緑地地区の変更について」でございます。

また、本日お手元にお配りしました資料としまして、傍聴要領が1枚、報告事項第1号の1ページ目と3ページ目の差し替えの資料でございます。

最後に、埼玉版スーパー・シティプロジェクトの資料、クリップ留めになっている資料もあります。

資料はおそろいでしょうか。

確認は以上です。

◎3 議題（諮問事項）

議案第1号 朝霞都市計画等の変更について（埼玉県決定）

議案第2号 朝霞都市計画用途地域の変更について（朝霞市決定）

議案第3号 朝霞都市計画地区計画の変更について（朝霞市決定）

議案第4号 朝霞都市計画防火地域及び準防火地域の変更について（朝霞市決定）

議案第5号 朝霞都市計画土地区画整理事業の変更について（朝霞市決定）

議案第6号 朝霞都市計画下水道の変更について（朝霞市決定）

議案第7号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）

○鈴木会長

それでは、次第に従いまして、会議を進めたいと思います。

本日の議案ですが、「議案第1号 朝霞都市計画等の変更について」から「議案第7号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」は、あずま南地区の都市計画の変更に関するものがございます。そのため、事務局からの説明を一括してお願いしたいと思いますが、このことにつきまして、御異議はありませんか。

（異議なし、の声）

ありがとうございます。

また、説明後に採決をする場合は、議案ごとに採決はさせていただきます。質問等は一括でお受

けしたいと思います。

それでは、事務局、お願いします。

米満主事。

○事務局・米満まちづくり推進課区画整理係主事

それでは、議案第1号「朝霞都市計画等の変更について（埼玉県決定）」について、御説明いたします。

議案第1号の資料を御覧ください。

議案第1号は、あずま南地区に係る都市計画変更のうち、埼玉県に権限がある三つの都市計画について、都市計画法第18条第1項に基づき朝霞市に意見照会があったことから、市として埼玉県に回答するに当たりまして、事前に本審議会に諮問させていただき、賛否や御意見を伺うものです。

最初に、議案第1号「朝霞都市計画等の変更について」と記載された表紙とともに、ホチキス止めされている資料の表紙をおめくりください。

こちらは、「朝霞都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」で20ページの図書です。省略して「整開保」と読んで説明いたします。

整開保とは、都市計画法第6条の2に基づき、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から都市計画区域の都市計画の基本的な方針を定めるもので、都市の発展の動向、人口や産業の現状及び将来の見通しを勘案して、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするものでございます。

変更の理由としましては、一番最後に添付されております「理由書」を御覧ください。

理由書の「Ⅱ 変更の理由」にありますように、コンパクトなまちづくりの更なる推進や、防災・減災対策の強化、都市内の緑地の保全・活用を促進するため変更するものでございます。

次に、主な変更点としましては、「Ⅲ 変更の内容」を御覧ください。

第1に都市計画の目標として、コンパクトなまちづくりの推進のため、地域の特性に応じた多様な市街地の形成を図ることについての表現を追記しています。

第2に区域区分の方針として、令和12年を目標年次とし、市街化区域面積をあずま南地区を含む約1,078ヘクタールとします。

第3に主要な都市計画の決定方針として、防災・減災対策の強化、都市内の緑地の保全・活用などに対応することとします。

次に、右上に議案1-2と記載されたホチキス止めの資料を御覧ください。

こちらは、「朝霞都市計画区域区分の変更」の資料でございます。右下に「区域区分3」と記載さ

れている資料を御覧ください。区域区分とは、市街化区域と市街化調整区域に区分することで、市街化区域とは、市街化の促進を図るべき区域で、市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域でございます。当該区域区分の変更内容は、図面中央右側の赤枠で囲まれていて水色に着色されている、あずま南地区約13.5ヘクタールについて、土地区画整理事業により計画的な市街地整備の実施が確実であることから、市街化調整区域から市街化区域に編入するものでございます。

次に、右上に議案1-3と記載されたホチキス止めの資料を御覧ください。

こちらは、国道254号バイパスの都市計画道路の変更でございます。右下に「道路3」と記載された都市計画図を御覧ください。赤く塗られた当該都市計画道路で、図面中央部分の水色に着色された部分が、あずま南地区土地区画整理事業の区域で一部双方の区域が重複しております。重複部分については、右下に「道路7」と記載された拡大図を御覧ください。図の上部の黄色で着色された部分が双方の区域が重複している部分でございます。変更の内容といたしましては、一部双方の区域が重複していること、また、当該道路部分は既に供用開始されていることから、重複部分を削除するものでございます。

以上の三つの都市計画が埼玉県が行う都市計画の変更でございます。

なお、議案第1号に関しまして、これまでの都市計画法に基づく手続きといたしましては、令和3年12月10日から12月24日まで都市計画法第16条第1項に基づく原案の縦覧を実施し、縦覧者及び公述の申出書の提出はございませんでした。

また、令和4年4月12日から4月26日までは、都市計画法第17条第1項に基づく案の縦覧を実施し、こちらも縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

その後、令和4年6月6日付けで都市計画法第18条第1項に基づき埼玉県から意見照会があったことから、本日、本審議会に諮問させていただくものです。

今後は、7月21日に埼玉県の都市計画審議会を経て、令和4年8月末頃に告示となる見込みと埼玉県からは伺っております。

続きまして、議案第2号から議案第7号の資料と参考資料を御覧ください。

議案第2号は、朝霞都市計画用途地域の変更について。議案第3号は、朝霞都市計画地区計画の変更について。議案第4号は、朝霞都市計画防火地域及び準防火地域の変更について。議案第5号は、朝霞都市計画土地区画整理事業の変更について。議案第6号は、朝霞都市計画下水道の変更について。議案第7号は、朝霞都市計画生産緑地地区の変更について。

参考資料は、参考資料1の「あずま南地区の都市計画の変更について」の資料と、参考資料2の「あずま南地区の都市計画変更」に係る都市計画法第17条に基づく案の縦覧結果報告でございます。

これらは市に権限のある都市計画であり関連がございますので、一括して御説明させていただきます。

なお、それぞれの議案には、計画図、理由書、総括図などが添付されておりますが、議案第2号から議案第6号までは、参考資料1で御説明させていただきます。

それでは、参考資料1の3ページを御覧ください。

まず初めに、今回の都市計画の変更の位置でございますが、左側の将来都市構造図で、あずま南地区と書かれた吹き出しが示す、水色に着色された範囲の約13.5ヘクタールでございます。こちらは、朝霞市の都市計画の方針を示す都市計画マスタープランにおいて、まちづくり重点地区に位置付けており、工業系の土地利用を図るゾーンとしております。

次に、8ページを御覧ください。

こちらは、議案第2号の用途地域についての概要でございます。右下の変更後の図面で水色に着色されている、あずま南地区の約13.5ヘクタールを工業地域に指定します。

次に、12ページを御覧ください。

こちらは、議案第3号の地区計画についての概要でございます。地区計画は地区の特性に応じた、きめ細かなまちづくりのルールを都市計画に定める制度です。あずま南地区についても、都市計画マスタープランに即した土地利用を推進するために、地区計画を策定します。

13ページを御覧ください。

地区計画の目標は、地区の特性や上位計画を踏まえ、土地区画整理事業による計画的な都市基盤整備と、物流関連施設を主体とした市街地の形成を図り、周辺環境との調和に配慮した工業系地区の形成を図ることとしています。

14ページを御覧ください。

土地利用の方針は、地区を大きく二つに区分し、A地区は水色に着色された部分で、大規模な物流関連施設等の立地を主体とした土地利用を図る地区に、B地区は黄色に着色された部分で、既存の施設及び周辺環境との調和に配慮した工業・業務系施設の立地を主体とした土地利用と農地利用を図る地区とします。

15ページを御覧ください。

地区整備計画では、道路、公園、緩衝緑地等の配置を定めます。左側の表の上から順番に、区画道路はオレンジ色に着色された部分で、区画道路1号から3号は、市道3路線の拡幅に併せて両側に歩道を整備し、区画道路4号から6号は、新たに整備する道路でございます。

次に、公園及び広場は図面の右側、和光市との市境を流れる越戸川沿いに整備します。

次に、歩道状空地は、カインズとあずま南地区の間の区画道路横の青色に着色された部分で、幅

5. 6メートルのゆとりある歩行空間を整備します。

次に、緩衝緑地は、緑色に着色された部分で、物流関連施設の土地利用が予定されているA地区の敷地の外周部に、歩行者や周辺環境への配慮を目的として、カインズ側のA地区で幅10メートル、和光市側のA地区で幅5メートルとし、高木を植栽することを規定します。

16ページを御覧ください。

参考として、通学路である市道6号線と市道159号線の歩道の幅と断面を記載しています。

17ページを御覧ください。

地区整備計画のうち、建築物等に関する事項として、用途、敷地面積、高さなどの制限を規定します。

18ページを御覧ください。

建築物等の用途の制限ですが、表の青枠内には、建築基準法に基づく用途制限、赤枠内は地区計画による上乗せ制限を記載しています。「○」は建築することができる用途、「×」は建築することができない用途、「△」は原則建築することができませんが、例外規定があります。建築基準法上は「○」でも、地区計画で「×」若しくは「△」となっている用途は、原則、建築することができません。工業系の土地利用に当たって、用途の混在を防止するため、住宅、共同住宅、保育所などの建築物は原則「×」とします。また、周辺の環境に配慮し、工場の用途のうち、危険性の恐れが著しくある工場は、工業地域では建築可能な用途ですが、地区計画で「×」とし、準工業地域と同じ規制を行います。

19ページを御覧ください。

A地区は、最低敷地面積1万平方メートル以上、高さの最高限度31メートル以下。B地区は、最低敷地面積500平方メートル以上、高さの最高限度25メートル以下とします。

20ページを御覧ください。

壁面の位置の制限として、道路境界線及び隣地境界線から後退しなければならない壁面の位置を規定し、通行者への圧迫感の軽減や周辺環境に配慮した土地利用を目指します。これらの地区計画制度を活用し、都市計画マスタープランに即した土地活用が図られるよう規制誘導を行ってまいります。

続きまして、ページが前後いたしますが、10ページを御覧ください。

こちらは、議案第4号の防火地域及び準防火地域についての概要となります。工業系の土地利用を図るに当たりまして、建築物の不燃化・難燃化を促進することにより、市街地の防災性の向上を図り、安全・安心なまちづくりを推進するため、あずま南地区全域の約13.5ヘクタールを準防火地域に指定します。

次に、4ページを御覧ください。

こちらは、議案第5号の土地区画整理事業についての概要となります。本議案は、土地区画整理事業の施行区域を指定するものです。なお、当該土地区画整理事業は、本地区の地権者の方々による組合施行でございます。

次に、11ページを御覧ください。

こちらは、議案第6号の下水道の変更についての概要でございます。あずま南地区を市街化区域編入することに伴い、朝霞公共下水道の排水区域を変更いたします。

次に、21ページを御覧ください。

本日までの都市計画の変更手続としましては、令和3年12月10日から12月24日まで都市計画法第16条に基づき原案の閲覧を実施し、令和4年1月6日まで意見書の受付を行いました。こちらにつきましては、法に基づく意見書の提出はありませんでした。なお、令和4年1月15日に市民説明会を開催しており、参加者は8人でした。

その後、令和4年4月12日から4月26日まで、都市計画法第17条に基づく案の縦覧及び意見書の受付を実施しました。縦覧結果につきましては、後ほど御説明いたします。

今後の予定としましては、本日の都市計画審議会において御審議いただいた後、議案第1号の埼玉県決定の都市計画変更が埼玉県の都市計画審議会にて審議された後、埼玉県と朝霞市で連携を図りながら、令和4年8月から9月頃に都市計画変更の告示となる見込みです。

続きまして、参考資料2の「『あずま南地区の都市計画変更』に係る都市計画法第17条に基づく案の縦覧結果報告」を御覧ください。①縦覧結果と意見の要旨、②意見書（全文）、③意見に対する市の見解が記載されております。

1ページ目を御覧ください。

縦覧結果としましては、縦覧者は2人、意見書の提出数は6通3人で行いました。内訳といたしましては、地区計画に2通、用途地域に2通、区画整理に1通、防火・準防火に1通、合計6通の反対意見がございました。

意見の要旨としましては、大きく四つございまして、1、工業系の土地利用について反対という御意見が2通。2、現状認識として交通安全及び環境対策が不十分であり、物流施設等が整備されることにより更に悪化が懸念されるため反対という御意見が2通。3、個人の土地活用に関する御意見が1通。4、工業地域ではなく準工業地域に指定するべきという御意見が1通ございました。

7ページを御覧ください。

御意見に対する市の見解をまとめております。御意見に対する市の見解としましては、1の「工業系の土地利用」に関しましては、平成28年に改訂した、本市の都市計画の基本方針となる「都

市計画マスタープラン」において、当該地区をまちづくり重点地区に位置付け、工業系の土地利用を図る地区としていること。また、本地区は、あずま南地区の地権者の方々による組合施行の地区画整理事業であり、当該地権者の方々から示されている土地活用の内容が市の都市計画の方針に即していることから、市としましても都市計画法に基づく変更を行うものです。

次に、2の「交通安全対策」につきましては、地区の外周部の市道6号線、市道22号線、市道159号線の全てに、当該地区画整理事業の中で両側歩道を整備することになることから、歩行者の安全性の向上が図られるものと考えております。また、環境対策としましては、地区計画を定め、大規模物流施設を建築予定のA地区の外周部には緩衝緑地を整備するなど、周辺環境に配慮した土地利用について規制、誘導を行います。

3については、個人の土地利用に関する意見であることから省略いたします。

次に、4の「準工業地域を指定すること」につきましては、埼玉県の使用地域の指定の考え方に基づき、工業地域に指定いたしますが、地区計画において、著しく危険な工場等を規制するなど準工業地域以上の用途制限を行うことに加え、物流施設を建築予定のA地区の外周部には緩衝緑地の整備を定めるなど、周辺の環境に配慮した規制誘導を図ってまいります。

なお、現状の交通安全対策や砂埃や臭気などの公害等に対して頂いた御意見につきましては、担当部局への情報共有を行っております。

以上が意見の要旨と市の考え方になります。

引き続き、議案第7号につきまして、みどり公園課から御説明いたします。

○事務局・菊地みどり公園課みどり公園係主事

それでは、議案第7号、朝霞都市計画生産緑地地区の変更について、概要を説明いたします。

本議案は、生産緑地地区の追加指定による変更に関するものです。お配りしている資料は、議案資料として都市計画変更図書が1ページから4ページまで、補足として、参考資料が5ページから8ページとなっております。

まず、議案資料から説明をいたします。これらは都市計画法第14条第1項の規定による資料となります。

それでは、議案資料の1ページを御覧ください。

こちらは、計画書です。今回新たに1地区の追加を予定しております。

2ページを御覧ください。

こちらは、理由書になります。この理由書は、都市計画法第17条の規定に基づく縦覧の理由書で、変更の必要性としては、市の基準に基づく追加指定のためでございます。

3ページは、総括図になります。

4ページは、計画図となり、いずれも変更後の図面となります。詳細な位置等については、参考資料として詳細図を付けてございます。

では、参考資料の5ページを御覧ください。

こちらは位置図になります。3ページの総括図に今回変更する生産緑地地区の位置を青枠で、お示ししております。

6ページを御覧ください。

こちらは、変更を予定している箇所の一覧でございます。今回新たに追加する1地区の面積は、1万841平方メートルとなります。変更後の市内全体の地区数は、変更前の219地区から1地区増加し、変更後は220地区となり、面積は約65.34ヘクタールから約1.08ヘクタール増加し、約66.42ヘクタールとなります。

次に、7ページの概要図を御覧ください。

大字台の第264号生産緑地地区の概要を示しております。概要図の青色の矢印は、現況写真の撮影位置と方向を示しており、赤色に塗りつぶした区域が、新たに区域を指定する部分になります。

次に、8ページを御覧ください。

こちらは、生産緑地地区の変更に関する経緯の概要でございます。生産緑地地区の変更について、令和4年3月2日に埼玉県知事へ協議を申し出て、3月7日付で異存がない旨の回答をいただきました。変更案の縦覧は、4月12日に案の縦覧をする旨を告示し、4月12日から26日までの2週間、案を縦覧に供しました。なお、案の縦覧は、市の広報及びホームページで周知しております。縦覧の結果、縦覧者は0人でした。今後の予定でございますが、都市計画審議会での審議を経て、都市計画変更の告示を行う予定でございます。

以上で、議案第7号朝霞都市計画生産緑地地区の変更についての説明を終了いたします。

○鈴木会長

ありがとうございました。

議案の説明が終了しましたので、審議に入ります。

何か御質問ありますか。議案1号から7号までについて。前からずっと委員でいただいていた方は、もう既に4回目ぐらいかなと思います。岡田委員と宮崎委員が前回の会議で、まだ初めてだったもので、自宅で資料によく目を通してほしいとお願いしておきましたが、岡田委員、何か見えて分からないことありましたか。

○岡田委員

見えて分からないというより、今回の資料もそうなんですけども、先に送られてきた資料と重ね

て同じことを、ほぼ同じ内容の資料を送ってもらいまして、それを全部見比べろと言われるのは、非常に苦痛でした。

変更箇所だけでもはっきりしていただければいいんですけども、先日前にお送りいただいた資料を、会議前にもう一度確認しましたが、ほとんどの箇所変更ありません。にもかかわらず、同じ部数の資料を作成して送ってこられるというのは、常識的にいかなものなのかなと、これは個人的な見解です。ですから、今後もし、資料を追送されるとかいう場合はですね、変更箇所が分かるような、新旧対比表みたいな形の資料送っていただくようにしていただければ有り難いと思います。

○鈴木会長

ありがとうございました。

私の方も事務局の方に大変経費もかかって無駄だなど思いました。今後、岡田委員が言われたように検討して出していただくようにします。

宮崎委員、何かお気づきの点ありますか。

○宮崎委員

よろしいでしょうか。参考資料2の「あずま南地区の都市計画変更」に係る結果報告の件なんですけれども、こちらの意見書の中に、交通状況に対する懸念が記載されているんですが、私こちらの地域、少し自分でも見に行ってみたんですが、確かにかなり交通量が多く、新しい道路はとても移動しやすかったんですけど、古い道になると急激に混雑して、帰宅時間になると大変車が混雑する時間帯がありまして、こちらの懸念、最もだなど思ったんですけども、いろいろ今後のこと考えられていると思うんですけども、現行の交通量に対しての調査関係とか既に行われているのでしょうか。

○鈴木会長

多度津専門員。

○事務局・多度津まちづくり推進課専門員兼区画整理係長

現状の交通量調査につきましては、交通解析を行っております。今後見込まれる交通量ですとか、交差点の解析等行い、基準値以下であることが示されたことから、警察ですとか公安の了承を得まして、今回の道路計画を都市計画に定めるものでございます。

補足ですが、物流施設に関しまして、多少交通量が増えるかと思いますが、現在進出企業と協議を行っております、例えばカインズとの間の道路と住宅地側の市道6号線は通学路に指定されておまして、こちらの方からの大型車の出入は控えていただくような形で協議を進めております。

以上です。

○鈴木会長

よろしいですか。

宮崎委員。

○宮崎委員

こちらの交通量、今いろいろと対策考えていただいているというか、なるべく周辺の地域の方に伝わるような形であれば安心いただけるかなと思うので、そちらの方も今後考えていただければと思います。

○鈴木会長

ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、御意見なければ質疑を終結いたします。

これより、議案ごとに採決いたします。

「議案第1号 朝霞都市計画等の変更について」、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

(異議なし、の声)

ありがとうございます。

全会一致で異議なしとなりました。

よって、議案第1号について、原案のとおり決します。

「議案第2号 朝霞都市計画用途地域の変更について」、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

(異議なし、の声)

ありがとうございます。

全会一致で異議なしとなりました。

よって、議案第2号について、原案のとおり決します。

次に、「議案第3号 朝霞都市計画地区計画の変更について」、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

(異議なし、の声)

ありがとうございます。

全会一致で異議なしとなりました。

よって、議案第3号について、原案のとおり決します。

次に、「議案第4号 朝霞都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

(異議なし、の声)

ありがとうございます。

全会一致で異議なしとなりました。

よって、議案第4号について、原案のとおり決します。

次に、「議案第5号 朝霞都市計画土地区画整理事業の変更について」、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

(異議なし、の声)

ありがとうございます。

全会一致で異議なしとなりました。

よって、議案第5号について、原案のとおり決します。

次に、「議案第6号 朝霞都市計画下水道の変更について」、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

(異議なし、の声)

ありがとうございます。

全会一致で異議なしとなりました。

よって、議案第6号について、原案のとおり決します。

次に、「議案第7号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

(異議なし、の声)

ありがとうございます。

全会一致で異議なしとなりました。

よって、議案第7号について、原案のとおり決します。

以上、議案第1号から議案第7号について審議を終了します。

◎4 その他(報告事項)

報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について(経過報告)

○鈴木会長

次に、次第の4番目「その他」として、報告事項が1件あります。

それでは、事務局から「報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」の説明を

お願いします。

菊地主事、お願いします。

○事務局・菊地みどり公園課みどり公園係主事

それでは、「報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」、御報告いたします。

今回の報告は、現在手続きを進めております、生産緑地地区の追加指定及び買取申出による変更に関する経過報告です。この追加指定は、事前相談期間として5月6日から5月31日、本申請期間として6月1日から6月30日としております。そのため、お配りしている資料は、事前相談期間中に相談があった内容として資料を作っております、本申請で変更があったものとして、本日1ページと3ページを差し替えさせていただいております。お配りしている資料は、1ページが変更箇所一覧と、2ページ以降は追加指定部分の概要図の計10ページとなっておりますが、本申請が出てこなかった地区として、8ページですね。こちらの方が今回、事前相談はあったのですが本申請期間中に申請はなく、また、御本人の意思を確認したところ、今回追加指定はしないというお話があったので、今回の御報告から抜かせていただきます。

それでは、1ページを御覧ください。

こちらは、変更箇所の一覧でございます。今回は追加指定8地区の変更で、番号1から7が既存地区への追加、番号8が新たに地区を追加するもので、市内全体の生産緑地地区の面積は、約66.42ヘクタールから約0.56増加して約66.98ヘクタールとなり、地区数は、変更前の220地区から1地区増加して221地区となります。

2ページを御覧ください。

浜崎4丁目の第81-1号生産緑地地区の概要でございます。概要図上にある青の矢印は、現況写真の撮影位置と方向を示しており、赤色に塗りつぶした区域が今回の追加指定部分になります。

ほかの地区も同様です。既存の生産緑地地区の区域に追加する内容で、既存の地区面積

1万4,730.94平方メートルに1,242平方メートルを追加し、合計で

1万5,972.94平方メートルになります。

次に、3ページを御覧ください

岡2丁目の第113号生産緑地地区の概要でございます。既存の生産緑地地区の区域に追加する内容で、既存の地区面積1,060平方メートルに898平方メートルを追加し、合計で

1,958平方メートルになります。

次に、4ページを御覧ください。

岡3丁目の第116号生産緑地地区の概要でございます。既存の生産緑地地区の区域に追加する内容で、既存の地区面積982平方メートルに848平方メートルを追加し、合計で1,830平

方メートルになります。

5ページを御覧ください。

根岸台2丁目の第124号生産緑地地区の概要でございます。既存の生産緑地地区の区域に追加する内容で、既存の地区面積1万466平方メートルに268平方メートルを追加し、合計で1万734平方メートルになります。

6ページを御覧ください。

仲町1丁目の第166号生産緑地地区の概要でございます。既存の生産緑地地区の区域に追加する内容で、既存の地区面積2,351平方メートルに671平方メートルを追加し、合計で3,022平方メートルになります。

7ページを御覧ください。

本町3丁目の第189号生産緑地地区の概要でございます。既存の生産緑地地区の区域に追加する内容で、既存の地区面積2,646.01平方メートルに261平方メートルを追加し、合計で2,907.01平方メートルになります。

9ページを御覧ください。

膝折町5丁目の第263号生産緑地地区の概要でございます。既存の生産緑地地区の区域に追加する内容で、既存の地区面積993平方メートルに894平方メートルを追加し、合計で1,887平方メートルになります。

最後に、10ページを御覧ください。

根岸台8丁目の第265号生産緑地地区の概要でございます。こちらの生産緑地地区は新たに区域を指定するもので、地区の面積は570平方メートルでございます。

以上で、「報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」、報告を終わらせていただきます。

○鈴木会長

ありがとうございました。

事務局から報告がありましたが、今後、審議するに当たり、事前に聴いておきたいことがあればお伺いしたいと思います。

何かございますか。

須田委員。

○須田委員

それではちょっと1点だけ確認させてください。

2番、岡の生産緑地地区、概要図の変更後の面積と、1ページに付いている変更後の面積が違う

んですけども、これはどっちが正解ですか。単純に計算すると、この一覧の方が合ってると思うんですけど。今日変更が入ってるのであれば。

○鈴木会長

菊地主事。

○事務局・菊地みどり公園課みどり公園係主事

113号については、差し替えの数字が正しいものに当たります。

○須田委員

一覧のものでいいと。

○事務局・菊地みどり公園課みどり公園係主事

今回、差し替えさせていただいた資料が、変更箇所一覧の1ページと3ページになりまして、この数字が追加指定の本申請で変わった部分になりますので、そこの修正を行っております。

○須田委員

了解です。分かりました。

○鈴木会長

はい。

○駒牧委員

確認です。10ページの根岸台8丁目のこの地図って古いんですか。ここの指定されているところの前って住宅街になっていると思うんですけど。

○鈴木会長

菊地主事。

○事務局・菊地みどり公園課みどり公園係主事

御指摘のとおり、使用している下図が、いつ時点のものか分からないんですが、現時点では御指摘があったとおり、生産緑地地区の道路を挟んだ反対側には住宅が建ち並んでる状況になります。次回から、なるべく最新の地図を使うように心掛けます。

○駒牧委員

ありがとうございました。

○鈴木会長

岡田委員。

○岡田委員

そもそもの質問で大変恐縮なんですけれども、指定したところの変更が生じる理由。それから、新規に指定される理由。主な理由で結構ですので、教えていただくと有難いなど。

○鈴木会長

菊地主事。

○事務局・菊地みどり公園課みどり公園係主事

まず初めにですね、新規の10ページの部分、こちらについては、地区の新規の指定ということになりまして、生産緑地地区の追加指定の中で、新規に指定する300平方メートル以上というのが必要になりまして、今回の申請面積というのが570平方メートルなので、市の基準に基づく300平方メートルを。

○岡田委員

ごめんなさい。面積うんぬんではなくて、生産緑地に指定される主な理由。新規に指定される主な理由というのは、どういうことが考えられるんですか。例えば相続が発生して生産緑地にされたのか。そもそも、もともと生産緑地というのは農地であったはずですよ。植物が栽培されてた所だと思うんです。なぜ今まで指定されてなかったのかということが聴きたいんです。

○鈴木会長

菊地主事。

○事務局・菊地みどり公園課みどり公園係主事

様々な理由があるんですが、申請の際にあった話といたしましては、もともと利活用をいつかできるんじゃないかと考えていたので指定していなかったのですが、やはり固定資産税等もかかって、更に農作物を今後も育てる予定があるので生産緑地として追加指定を行って、今後も農作物を育てていくという話がありました。

○鈴木会長

岡田委員。

○岡田委員

ということは、そもそも市街化区域として固定資産税を払っておられた。それを生産緑地として使えば、固定資産税が安くなるので申請した。所有者はもともと農業を営んでおられたわけですね。

○鈴木会長

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

もともと市街化区域農地として運用していたわけですから、いわゆる宅地並み課税であり、宅地への転用が可能でしたが、今後も営農していきたいということで、固定資産税が大幅に安くなる生産緑地地区を選択されたということが新たに指定される場合に多く、逆に相続等発生した場合は、生

産緑地から外して、相続税を払うために売ることが考えられます。農業を今後も営む上での考え方によって変わるということだと思います。

○岡田委員

はい。結構です。

○鈴木会長

よろしいですか。

○岡田委員

はい。

○鈴木会長

余計なことか分かりませんが、5ページ、124号の生産緑地地区ですが、面積が268平方メートル追加指定となっています。朝霞市の基準は300平方メートル以上ですが、既に生産緑地として指定されている隣地等は100平方メートルでも指定ができるという基準があります。

ほかに何かございますか。

須田委員。

○須田委員

ちょっと確認なんですけど、2ページで追加指定される部分がピンク色で塗られてますよね。中途半端に残っている部分というのは現況のままということですか。例えば写真の位置のところの四角い部分とか、6ページのところの道路形状から少し内側に入ってピンクに塗られてるんですけど、この残った部分というのは、単純に塗ってないだけですか。

○鈴木会長

菊地主事。

○事務局・菊地みどり公園課みどり公園係主事

2ページですが、赤枠で示されているところは、現在生産緑地地区で指定されるところになりまして、赤く全ての塗られているところは、今回追加する区域となっております。

この青い矢印が示しているところ、白い部分についてですが、こちらは地主の御意向により、今後何か利活用するかもしれないということで今回は指定しないというふうにお話がありました。

○鈴木会長

須田委員。

○須田委員

分かりました。

5ページはどうですか。

○鈴木会長

菊地主事。

○事務局・菊地みどり公園課みどり公園係主事

124号の道路との空いてる部分についてですが、大変申し訳ございません。こちら印刷の際にちょっと赤枠がずれております。

○鈴木会長

よろしいですか。

○須田委員

はい。

○鈴木会長

ほかにございますか。

田原委員。

○田原委員

5ページの124号ですが、今現在、生産緑地地区に指定されてる部分で、大きなマンションが建設されていて、ここに地区施設道路の計画があって、何か進捗があれば伺いたいなと思って質問させていただきます。

生産緑地地区の指定を受けている場所ではあるので、今後何かしらの議案が出てくるんだろうなと思って見ていたんですけれども。

○鈴木会長

村沢次長。

○事務局・村沢都市建設部次長兼開発建築課長

今、田原委員から示された場所ですが、5ページの地図で赤い枠がたくさんある内の一番右の縦に細長くなっている赤枠のちょうど上に畑の絵が書いてあると思いますが、そちらに田原委員がおっしゃいましたマンション建設がされております。こちらは、今は生産緑地ではないのでマンションを建てていますが、そこから左に大きな生産緑地があります。この中に地区施設道路の計画がありまして、マンションまでは道路ができていのに、その先はどうなんだという御質問だったと思います。こちらにつきましては、図で示されているとおり、生産緑地に指定されております。ですが市としても、地区施設道路を通したいと思っていますので、地権者の方にお話をさせていただくなど、いろいろ動いてはおります。現在のところ、まだ地権者の御協力は得られていない状況になっております。

以上です。

○鈴木会長

1年前にマンション業者に道路を通すような協力と交渉をしてほしいというような話で交渉も進んでいるように伺ってございましたけど、その辺は分からないですか。

○事務局・村沢都市建設部次長兼開発建築課長

その辺は分かりません。

あと道路を通すためには、2人の地権者の協力が得られれば、マンションのところに行く道路が6メートルで通り抜けできるような計画になっています。

○鈴木会長

よろしいですか。

ほかに、ございませんか。

それでは、以上で「報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」は終了いたします。

以上で、報告事項について終了いたします。

本日の内容は、以上となります。

最後に、事務局からの連絡事項ありますか。

濱野係長。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

連絡事項3点ございます。

まず1点目が立地適正化計画の勉強会についてです。前回の審議会において意見聴取させていただきました立地適正化計画につきまして、審議会の委員の皆様の見解を深めていただくため勉強会を開催したいと思います。こちらは参加したい方のみ御参加いただければと思います。日程は、令和4年8月10日水曜日、午後3時から市役所別館5階大会議室手前で実施したいと思います。本日不在の委員の方もいらっしゃいますので、後日、改めて案内をさせていただきたいと思います。

連絡事項2点目です。

あさかエリアデザイン会議における未来ビジョンの公表の関係の御説明をいたします。朝霞駅周辺地区における官民連携プラットフォームである、あさかエリアデザイン会議において、現在作成しております未来ビジョンについて、間もなくベータ版という形で完成されることになりました。現在、最終調整をしており、7月22日までに市のホームページで公表することとしましたので報告させていただきます。

今2部ほど、暫定版という形ですけれども回覧させていただいておりますので、よろしければ目を通していただければと思います。

なお、こちらについてはベータ版ですので、今後も随時修正を行っていく予定になっております。最終的な完成は、令和5年度末、令和6年3月を目指しております。

3点目の説明をさせていただきます。

本日追加で配らせていただきました、埼玉版スーパー・シティプロジェクトの資料を御覧いただけますでしょうか。カラーのクリップ留めになっている2枚ものの資料になります。

埼玉版スーパー・シティプロジェクトは、コンパクト、スマート、レジリエントの三つの要素全てを含む、市町村の特性に応じたまちづくりを支援するため、令和3年度から県が重点的に取り組んでいるプロジェクトになります。

お配りの資料1枚目の下の部分を御覧ください。

令和3年度は11団体がエントリーしていたとのことです。

本市におきましては、朝霞駅南口駅前通り県道朝霞蕨線の一方通行化の検討や、ウォークアブル施策を今後推進していく予定でございまして、埼玉版スーパー・シティプロジェクトに参加することで、道路管理者である埼玉県から道路を整備する際など協力していきたいとお話ございましたので、プロジェクトに参加したいと現時点で考えておりますので、御報告させていただきます。

連絡事項は以上でございます。

○鈴木会長

ありがとうございました。

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

先ほどお配りした、朝霞地区周辺地区の官民連携まちなか再生推進事業で、エリアビジョンのベータ版を22日に公表するというので、その中にいろんな施策が書き込まれています。その施策についても、そういった施策を実施するに当たり、こちらにエントリーして進めてまいりたいと考えております。その一つとして、朝霞駅の一方通行化が地元の方の合意形成を得て実現する場合には、例えば道路の美装化であるとか、無電柱化であるとか、そういったものに埼玉県の協力を得やすくなりますので、エントリーしたいというふうに思っています。駅前通りだけでなく、様々なウォークアブルの施策に対しても、活用できるものについては活用していきたいという考えで、今後は北朝霞でもエリアプラットフォームを構築予定でございまして、そちらの方の施策なんかでも活用できるかどうか検討してまいりたいと考えております。

○鈴木会長

ありがとうございます。

市の方ではいろいろね、計画立てたり地元には合意形成の調整もしてますけど、一方通行の件

や、あるいは無電柱化ですか、全部前からいろいろやって、資料はいっぱいできるんですよ。資料作ってそこで終わって、また地域の人々の反省も多くて終わってしまう。今回、スーパー・シティプロジェクトと言うんですか、今までと違ってうまく実行できるようになれば県の予算も付く。あるいは、国の予算も付くというようなことをございます。何とか実現してほしいと思います。

ただ、一方通行化すると本町通り市道1号線の通行量が増えるから反対だと。その反対派のリーダーに私話したんですよ。あなたが反対するから一方通行が中止になっちゃったじゃないかと。そしたら、途中で役所が止めちゃったんだよねって、そういう言い訳なんですよ。またほかで聴くと、1号線の商店の皆さんが交通量が増えるから駄目なんだと。実際は市で調査しているいろいろやったら、交通量もそんなに影響ないというような状況ですよ。それで1号線なんかも市の計画では幅員を広げるということになっているんですが、もっともっとそれ以上で作ってるだけでなく、地域の皆さんに、ここは拡幅予定なんだよと、本当は都市計画決定でもしてしまえば一番いいんだらうけど、それも難しいと言うから、計画があるんですよというのは、何か看板でも付けて周知をしっかりと建替えなどの建築確認を出す前に相談に来てもらうような形にして、積極的に拡幅の努力をしていただきたいなと思います。

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

今会長がおっしゃったとおり、以前実施した一方通行の社会実験は、市役所が止めたわけではなくて、地元からの反対がありました。ただし、私どもが申し上げたいのは、地域の商店街活性化という理由もありますけども、まずあの駅前通りの現実を見てもらいたい。バスが相互通行している中、駅前道路というのは、その地域の方も使いますけれども、駅に集まっている方も通るので、そういった面でも必要なのかなと考えています。

今回、埼玉大学の協力得て交通のシミュレーション実際行っていますすが、朝霞の駅前通りの通行量よく思い出していただければわかると思いますが、そんなにはありません。一方通行化した後のシミュレーションをやったとしても、ほかの道路が渋滞するとかといった結果は全く出てきません。

そういったデータもありますので、そういったところを丁寧に説明するとか、また、駅前通りというのは地域の方の道路でもありますし、駅という交通結節点に集まって来る朝霞市民の多くの方が利用する道路だということも御検討いただきたいということ、さらに実際朝霞警察の方に既に行って来たんですけども、朝霞警察の方も一方通行については比較的賛成の立場ということ。それは、安全性の問題から言っていて、地元の町内会と商店会の合意があればできますよというようなお話もいただいています。道路管理者の方からも積極的な反対の御意向は頂いておりません

ので、今後8月以降、ワークショップ等を行いながら、地元の合意形成を再度チャレンジして行きたいと考えています。ただ、これについては、市もちろんお手伝いしますが、今回はあさかエリアデザイン会議の施策としてやっていきますので、どちらかという民主導、駅前商店街等の皆様とも頑張ってください、本町商店街の皆様、あとは富士見町内会の皆様の合意形成を得ていく必要があると考えています。市はどちらかという中立の立場ですが、交通安全の立場からすると実現したいというような考えで合意形成していきたいと思っています。

以上です。

○鈴木会長

田原委員。

○田原委員

ありがとうございます。

非常によく分かりました。ありがとうございます。

特に、駅前の南口の一方通行化は、もう本当に是非実現していただきたいなということをずっと言ってるんですけども、そのエリアデザイン会議というのが出てきて、多分今まで個々の交渉だったのが、いろいろな人を巻き込んでやっていこうというのが土場ができてきてますので、これは本当に期待したいなと思っているんですけど、やっぱり民主導とは言いながらも、これまでのいろんないきさつとか、町内会との関係だとか、そこは民の人たちが、今度は逆に表に立ってくると、またそこが負担だったりとか、いろんなことが出てきますので、是非フォローしっかりしていただいて、早期に実現できるようなサポートをお願いしたいなということは申し上げておきたいなと思いました。

以上です。

○鈴木会長

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

バスだけ迂回させてくれるという話が地元の方から出ていますが、現実的に実施は難しいです。バス事業者はやっぱり1分でも2分でも早く駅まで着きたいっていう中で、バスだけ迂回するのは、バス会社としては受け入れがたいとのことでした。やはり何らかの交通規制をかけて、必然と迂回するという形で持っていけないと、なかなか前に進まないのかなと思います。一方通行という一つの交通規制であるとか、時間帯の規制とかもいろいろありますけれども、今、田原委員がおっしゃったとおり、せっかく官民連携プラットフォーム立ち上がってますので、市ができること、民ができることをうまく調和して先に進めていきたいと思っています。

○鈴木会長

はい、田原委員。

○田原委員。

ありがとうございました。

迂回がどうかという話ではなくて、例えばさっきの交通量の関係で、ここは一方通行化したらこっち側が渋滞するのかなとか、もうはっきり言って何て言うか、言われのないことを言われて、結局根元が感情として反対だからという、その憶測の感情の部分っていうのは多分あんまり解消してないところを感じてるんですね、いろんな人から話を聴いて。そこをちゃんと民主導と言いながら、民の方が矢面に立ちちゃうようなことがないように、ちゃんとタッグを組んでフォローしていただきたいということで。

以上です。

○鈴木会長

ありがとうございます。

ほかに、ございませんか。

本日の議事は全て済みしましたので、進行は事務局にお返しします。

◎7 閉会

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

以上をもちまして、令和4年度第2回朝霞市都市計画審議会を閉会いたします。

議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。